

能勢町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年12月9日(木) 午前10時00分～10時35分
2. 開催場所 能勢町役場 西館3階 会議室
3. 出席委員 (17人)

農業委員	1番	前田	宗良
	2番	大上	弦
	3番	福井	明房
	7番	木田	悦二
	8番	新谷	広治
	9番	東	昇
	10番	石塚	成子
	12番	福中	繁信
	13番	成田	周平

推進委員	1番	中井	哲博
	2番	田畑	良信
	3番	濱	善男
	4番	西山	健
	6番	東	隆良
	7番	乾	義夫
	8番	井下	誠
	9番	田淵	敏彦

4. 議事日程

- 議案第32号について 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第33号について 農地法第5条第1項第8号・第53条第1項第14号及び農林水産事務次官依命通達第1685号に基づく農地転用の協議について
- 議案第34号について 農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条の

規定による農用地用途変更について
議案第35号について 能勢町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」について
議案第36号について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
その他について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 古畑 まき
書記 辻本 龍馬

6. 会議の概要

会 長 皆様、おはようございます。各地域での稲刈りの方も終了しており、ご苦労様でございました。事務局より説明があると思いますが、農業委員会終了後に上杉地区の現地確認がございますので、ご協力の程、よろしく申し上げます。それでは、審議に入ります。

事務局 本日の議案審議後に、先月の総会で意見がありましたとおり、皆様に共通認識を持つ為に上杉の農地の確認に行きます。こちらの方で公用車を用意しておりますので、乗り合わせていただけたらよろしいかと思っております。

局 長 能勢町農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数の出席でございますので本日の会議は成立するものでございます。例によりまして、議長は会長をお願いいたします。

議 長 議事に移らせていただく前に欠席の届が、4番 辰野委員、5番 原田委員、6番 龍見委員、11番 中井委員より出ております。

議 長 例によりまして、議事録の署名委員を私から指名させていただくことに賛成の方は、挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、私から指名させていただきます。今回の署名委員につきましては、7番 木田委員、8番 新谷委員にお願いします。

議 長 つづきまして、議案第32号 農地法第3条の規定による所有権移転について、番号18、19について、最適化推進委員 ●●委員に関する案件のため、議案第32号の審議が終了するまでの間、●●委員は退席をお願いいたします。

●●委員退席

議 長 それでは、審議を再開します。議案第32号について事務局より説明願います。

事務局 議案第32号について説明。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員地区担当に意見を求めます。
まず初めに、議案番号14、15、16について、田淵委員よりお願いします。

田淵委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町大里▲▲▲ 田 1, 520㎡

12月2日に現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に水稻を栽培され、契約販売を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないとおもわれ、下限面積についても許可要件に満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

田渕委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●
譲受人 ●● ●●
所在地 能勢町大里▲▲▲ 田 750㎡
大里▲▲▲ 田 1,117㎡

12月2日に、現地確認を行いました。
譲渡人である●●氏と●●氏は、親族関係で、現在当該申請地において共同で耕作をしております。今回の申請については、譲渡人が高齢であり耕作ができない状況であるため、所有権を移転したいとのことであります。取得後は、現在同様に水稻栽培され、契約販売を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

田渕委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●
譲受人 ●● ●●
所在地 能勢町宿野▲▲▲ 田 1,501㎡

12月2日に、現地確認を行いました。
譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に水稻栽培され、契約販売を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議長 ご苦労様でした。つづきまして、議案番号17、18、19について、東委員よりお願いします。

東委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町天王▲▲▲ 田 178㎡

天王▲▲▲ 畑 56㎡

11月30日に、現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に水稻栽培され、契約販売を予定されています。所有権の移転後においても通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

東委員

農地法第3条の規定による許可申請について意見書

⑱譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町上杉▲▲▲ 田 628㎡

⑲譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町上杉▲▲▲ 田 628㎡

番号⑱、⑲について、併せて説明させていただきます。11月30日に、現地確認を行いました。この申請につきましては、現在、●●氏が所有する農地が●●氏が所有する農地の間にあり、農地に入るためには、●●氏の農地をまたいで入る状況となっているため、農地の交換を行い農地への進入路の確保及び農業効率を図るとのことでの所有権移転でございます。所得後は、水稻栽培され、契約販売を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議長

ご苦勞様でした。つづきまして、議案番号20について、濱委員より申し上げます。

濱委員

農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲受人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町山内▲▲▲ 田 1, 071 m²

山内▲▲▲ 田 1, 054 m²

12月1日に、現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に水稻栽培され、契約販売を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議長

ご苦労様でした。つづきまして、議案番号21について、濱委員より申し上げます。

濱委員

農地法第3条の規定による許可書について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町倉垣▲▲▲ 田 2, 628 m²

倉垣▲▲▲ 田 3, 576 m²

12月1日に、現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営規模拡大を目的に水稻栽培され、契約販売を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議 長 ご苦労様でした。
各地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、
他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

福井委員 町外在住の申請者の住所を入れてほしいです。

事務局 了解しました。

議 長 お諮りいたします。議案第32号について申請のとおり許可する
ことにご賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、議案第32号について申請のとおり許可す
ることといたします。●●委員が入室されるまで小休止といたし
ます。

●●委員入室

議 長 それでは再開いたします。議案第33号 農地法第5条第1項第
8号・第53条第1項第14号及び農林水産事務次官依命通達第
1685号に基づく農地転用の協議について事務局より説明願
います。

事務局 議案第33号について説明。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化
推進委員地区担当に意見を求めます。議案第33号について、乾
委員よりお願いします。

乾委員 農地法第5条第1項第8号・第53条第1項第14号及び農林水
産事務次官依命通達第1685号に基づく農地転用協議について

申出書 ●● ●●

申請地 能勢町上杉▲▲▲ 田 398㎡の内2.25㎡
11月30日現地確認を行いました。

この申出につきましては、申請者は●●で転用目的は、携帯電話の基地局設置のための転用協議でございます。設置理由につきましては、当該周辺地域は、地形上の制約を受ける地域で、携帯電話の電波状況が弱電波や不通話地域があり、その解消を図るものです。当該地の選定理由につきましては、必要最小限の施設により、十分に通話エリアが確保できる位置にあることから当該地を選定されました。転用面積は、398㎡の内2.25㎡で、基地局の内訳は、無線装置1台、電源箱1台、地上14.8mコンクリート柱1本となっています。当該地は、現在、田として利用されておりますが、基地局設置後も耕作に支障がないように考慮した配置となっていることや、転用面積が必要最小限であることから、今回の農地転用については、やむを得ないと思われます。以上、ご意見申し上げます。

議 長 ご苦労様でした。地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮りをいたします。議案第33号について届出のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、議案第33号について届出のとおり許可することといたします。

議 長 つづきまして、議案第34号 農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条の規定による農用地用途変更について事務局より説明願います。

事務局 議案第34号について説明。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、ご意見ございませんか。例のとおり農地利用最適化推進委員に意見を求めます。議案第34号について、乾委員より願います。

乾委員 農用地用途区分変更について

申請者 ●● ●●

申請地 能勢町山辺▲▲▲ 田 1, 062㎡

農振除外面積 1, 062㎡

申請者は、当該申請地付近でいちごの観光農園を経営しており、その観光農園の作業員と来客用駐車場を整備するため、新たに露天駐車場を整備するものです。土地の選定にあたっては、農作物の効率化を図ることができるため、当該申請地をしたものです。以上、ご意見申し上げます。

議 長 ご苦勞様でした。地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からのご意見、ご質問はございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第34号について届出のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、議案第34号について届出のとおり許可することといたします。

議 長 つづきまして、議案第35号 能勢町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」について事務局より説明願います。

事務局 この指針は、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、農業委員会はこの指針を定めるように努めなければならないとなっております。

この指針については、農業委員や農地利用最適化推進委員が農地などの利用の最適化を推進するため、「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」などの活動を行うにあたっての目標や推進方法を定めるものです。

各表にあります数値については、農業委員会で管理している農家台帳等を参考にしております。目標値については、実績数値から算出しているものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、この意見、ご質問はございませんか。

各委員 異議なし。
議 長 それではお諮りいたします。議案第35号について農地等の利用の最適化に関する指針(案)のとおり策定することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議 長 賛成多数であるため、議案第35号について指針(案)のとおり策定することいたします。

つづきまして、議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第36号について説明。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、ご意見ございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第36号 農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、原案どおり承認することにいたします。

議 長 つづきまして、その他の案件について事務局より説明願います。

事務局 令和4年度農地パトロールの結果についてご報告させていただきます。当日配布の資料ご覧ください。農地パトロールの結果、昨年の農地数47筆から2筆が解消、13筆が新規発生となり、合計農地数が58筆で、対象者が39名となり、合計面積が60,791㎡となりました。すでに対象者の方には、通知を11月4日付けで送付しており、書面か電話での回答をいただくよう依頼しましたところ、13名の方から回答期限までに回答がございました。その結果、農地中間管理事業（大阪府みどり公社）や農地利用集積円滑化団体（土地改良区）への登録は行っているものの、要件が合わず借り手が見つからない、口頭での約束で第三者に貸しているなどの回答が得られました。事務局側としては、借り手が見つからない場合などは、周辺農地への雑草・雑木被害や害虫・鳥獣被害等が発生することから保全管理に努めるよう説明・指導を行いました。以上ご報告申し上げます。

●次回の総会の日程について

日 時：令和5年1月10日（火）
会 場：役場西館3階 会議室
開催時間：午前10時より

議 長 他の委員からのご意見はありませんか。

各委員 なし。

議 長 これで12月の案件については、すべて終了となります。この後、●●氏所有の上杉の農地の見回りに伺いますのでよろしく願いいたします。